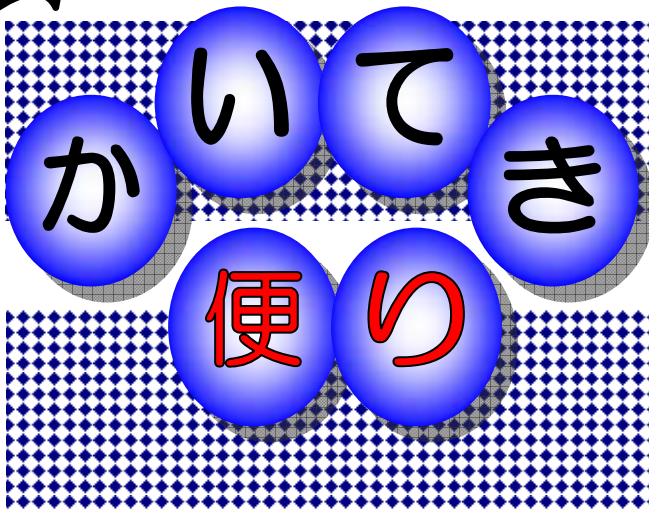


INDEX

- 注意
「医療・介護ベッド用手すりに関する事故等に係る注意喚起等について」
- お知らせ
「生計困難者に対する利用者負担額軽減事業について」
- 報酬算定・運営基準
「特定事業所集中減算の届出及び正当な理由の判断基準の変更について」
「サービス提供体制強化加算の算定要件について」
「通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について」
- 最近の動向
「介護サービス事業所の指定の取消処分について」



平成23年3月1日発行 第80号

注意

○ **医療・介護ベッド用手すりに関する事故等に係る注意喚起等について**

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に関し、施設管理者に対する注意喚起の再徹底の事務連絡が、平成23年2月9日付で厚生労働省より送付されました。この件については、平成22年10月8日付事務連絡により注意喚起の徹底の依頼がなされ、かいてき便りの中でも、お知らせをしたところですが、依然として同種の死亡事故が発生していることから（消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについての情報提供：平成23年2月4日付）、再度注意喚起の徹底を依頼するものです。以下のホームページをご覧くださいの上、改めて事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保にかかる注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kaigobeddooyutesuri/index.html)

→ 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起（重大製品事故の情報提供）

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

○ **生計困難者に対する利用者負担額軽減事業について**

お知らせ

東京都では、介護サービスの利用にあたり、所得が低く生計が困難な方への配慮のため、利用者負担額の一部を軽減する事業を実施しています。事業実施にあたっては、事業者の皆様のご協力が不可欠です。制度の趣旨をご理解いただき、できる限りご協力くださいますようお願いいたします。制度の概要、申出方法等は以下のホームページをご覧ください。

なお、平成21年4月から実施していた「介護費分の軽減率を3%拡大して28%とする特例措置」につきましては、今年3月末で終了し、4月からは軽減率が25%となりますので、ご注意ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→ 東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報（指定状況、負担軽減等） > 生計困難者に対する負担軽減事業

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyoeigen/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291

報酬算定・運営基準

○ **特定事業所集中減算の届出及び正当な理由の判断基準の変更について**

特定事業所集中減算チェックシート（平成22年9月1日から平成23年2月末日まで）の受付期間は、3月1日から3月15日（必着）です。紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、東京都に郵送してください。

<郵送先> 163-8001（住所不要）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

なお、「正当な理由」の判断基準7について変更しました。チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→ 東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/genzan/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ サービス提供体制強化加算の算定要件について

報酬算定・運営基準

平成22年度に6月以上の実績がある事業所で、平成23年度も引き続き当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成22年度(3月を除く。)の平均を用います。つきましては、平成22年度の実績を確認し、算定要件を満たしていない場合には、直ちに届出をしてください。また、平成22年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、届出を行った月以降においても、直近3ヶ月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することになります。

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について

報酬算定・運営基準

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所の事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。平成23年度の事業所規模区分を変更する場合は、平成23年3月15日(火)までに必要書類をご提出ください。【書類必着】 必要書類は以下のホームページからダウンロードできます。

◆通所介護及び通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

【提出先】 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL03-5206-8752

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)

◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

【提出先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局>分野からのご案内(高齢者)>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou/index.html>)

○ 介護サービス事業所の指定の取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成23年2月14日付で「株式会社スマイルホールディングス」が運営する指定通所介護・指定介護予防通所介護事業所「スマイルデイサービス白金台」(東京都品川区上大崎1-5-63エクセレント白金台302号室)に対して、平成23年3月14日をもって指定を取り消すことを決定しました。返還予定額は、約1,295万円。主な処分理由は以下のとおりです。

(1)通所介護

人員基準違反について、指定時(平成21年9月1日)から平成22年1月までの間、厚生労働省令で定める看護職員を配置していなかった。また、指定時から平成22年1月までの間、個別機能訓練加算及び口腔機能訓練加算について、厚生労働省令で定める職種の者を配置せず、加算に係る計画の作成等を行っていないにもかかわらず、それぞれのサービスを行ったとして不正に請求し、受領した。その他、指定時から平成22年6月までの期間、通所介護サービスを提供していない日及び入浴をしていない日につき、それぞれのサービスを提供したとして介護報酬を不正に請求し、受領した。生活相談員及び看護職員兼機能訓練指導員について、指定時に他の事業所に勤務している者を、常勤専従であるとして虚偽の申請をし、指定を受けた。

(2)介護予防通所介護

人員基準違反及び虚偽の指定申請については上記(1)と同趣旨である。不正請求について、指定時から平成22年1月までの間、運動器機能向上加算について、厚生労働省令で定める職種の者を配置せず、また、加算に係る計画の作成等を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったとして不正に請求し、受領した。

※詳細は、以下の東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/index.html)

【お問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290